

令和7年11月26日

令和8年4月入学・大学院工学研究科修士課程
工学専攻システム安全工学分野合格者 各位

長岡技術科学大学学務課

厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」について（お知らせ）

専門実践教育訓練の教育訓練給付金制度は、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者又は被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（本学の場合、授業料等）の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給するものです。

本学では令和5年4月より専門実践教育訓練の指定講座として認定をされておりますが、現在、令和8年4月入学者についても当制度の対象となるよう、厚労省へ指定講座の再申請を行っているところでございます。

つきましては、正式に指定講座として認定がされましたら、改めて皆様へご連絡差し上げますのでご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

その他、教育訓練給付金に関する詳細は、厚生労働省ホームページまたは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

記

○教育訓練給付制度の詳細について

厚生労働省ホームページ「教育訓練給付制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

[本件事務担当]

長岡技術科学大学学務課教務企画係

電話：0258-47-9245

E-mail : kyo-kikaku@jcom.nagaokaut.ac.jp